

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)
様式

作成日 2024/10/31
最終更新日 2024/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和6年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人琉球大学
法人の長の氏名		学長 西田 睦
問い合わせ先		総合企画戦略部経営戦略課 098-895-8011 kshyouka@acs.u-ryukyu.ac.jp
URL		https://www.u-ryukyu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 令和6年度第2回経営協議会（令和6年9月12日開催）において、令和6年度における適合状況等について説明を行うとともに、委員からの意見聴取を行い、令和6年10月7日～16日開催の書面会議において対応等について説明を行った。 経営協議会の意見及び対応状況については、以下のとおりである。</p> <p>【経営協議会からの意見】 諸外国では大学運営への学生の参画について取組が進んでいる。日本では現時点では法的な位置づけまでは至っていないが、今後は求められる可能性もあり、大学として検討していくべきだと考える。</p> <p>【対応状況】 現在の国立大学は国立大学法人法に基づく組織であるため、今の運営体制となっている。 なお、本学では「学生と学長との懇談会」を定期的で開催するなどして、教育環境・教育方法、学生生活支援及びキャリア支援等に関して意見交換を行っており、できるだけ運営に生かすようにしている。大学運営への学生の参画については、今後の国立大学の在り方の議論の行方も踏まえつつ検討する必要があると考えている。</p> <p>【経営協議会からの意見】 ステークホルダーへの情報提供の一環として学生に対しても大学運営に関する情報が提供されているが、米国の大学においては学生は大学の顧客であるため、他のステークホルダーへの情報提供とは分けて考えられている。授業料がどのように教育に反映されているかという情報提供は、学生以外のステークホルダーとは分けて考えるべきだと考える。</p> <p>【意見への対応】 現行においては、本学の教育研究に係る資金の使用状況等について、学内外に向けて、財務諸表や統合報告書等により公表している。 授業料がどのように教育に反映されているかという情報提供に関し、学生と学生以外のステークホルダーを分けた情報提供の方法等については、今回いただいた意見も踏まえ、今後検討する必要があると考えている。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>【確認の方法】 令和6年9月26日~27日に令和6年度における適合状況等について監事へ説明を行った。 監事からの意見及び意見への対応については、以下のとおりである。</p>
	<p>【監事からの意見】 (補充原則1-2②) IRについては、予算・人員の確保が課題となるところであり、現在はデータを一元的に収集・集約した「琉球大学データカタログ」を教職員向けに公開し、そのデータをBI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを使用して可視化するなど、学内における共有・活用を図っているようであるが、機能の充実について引き続き取り組んで頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 「琉球大学データカタログ」については定期的に学内各部署に保有データの提供依頼の照会を行っており、今後も継続して実施し掲載データを充実させていく予定である。 また、データカタログで収集したデータを中心に学内の各種データをBI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを用いて可視化したレポートサイト「琉大IRダッシュボード」は令和5年度に学内教職員向けに公開したところであるが、今後毎年度掲載レポート数を充実させていく予定である。</p>
	<p>【監事からの意見】 (補充原則1-3④) (補充原則1-3⑤) (補充原則1-3⑥) 第4期中期計画期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込むとともに本学のミッション、ビジョンを踏まえた「国立大学法人琉球大学 中期財務計画」を策定し公式ホームページで公表しているところである。 今後の運用にあたっては、毎年度の決算と計画との乖離等の分析を行い、財務計画の見直しも含め、法人としての健全経営を図るべく、運営費交付金や外部資金などの収益の確保、経費の節減や効率的な業務運営等に努めるなど、中長期的な視点で必要な対策に取り組んで頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 役員会(令和6年8月9日)において、特定課題に「大学の経営改善」を追加し、学内予算編成の見直しを含めた経費削減策、増収策を検討し、経営の健全化に取り組んでいる。 また、引き続き毎年度の決算及び予算編成において適宜検証を行っていきたい。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【監事からの意見】 (補充原則 3 - 3 - 1 ②) 法人の長の選考過程、選考理由について、次期選考（令和6年）の際には学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、公表内容のさらなる充実に努めて頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 令和6年度の次期学長選考に向けて、学長選考・監察会議において、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則の規定及び前回選考時の公表内容に基づき検討し、前回選考時と同様の規定及び方法で学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保することは可能と判断した。 内容の充実は記載の工夫により行う。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>【監事からの意見】 (補充原則 4 - 2 ③) 利益相反に関して、自己申告の提出率を高めるための取組みを行っていること、提出されない事案については、別途、学内関係部署への届出の内容やインターネット上の情報により当法人規程に反していないか情報収集・確認を行っているとのことである。しかしながら、国立大学法人琉球大学利益相反マネジメント規程第22条により、利益相反状況に関する自己申告が義務付けられていることから、組織として管理の強化を行って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】 研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）を確保するため、引き続き管理の強化に努めていく。</p>
		<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
 原則 2-2-1～原則 2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学では、長期ビジョンとして次のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学 ・アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学を目指す大学 <p>長期ビジョンに掲げたミッションを実現していくため、中期将来ビジョンとそれぞれのビジョンに対するアクションプランを設定している。また、国立大学法人法第30条及び第31条の規定に基づく目標・戦略として、中期目標・中期計画を策定しており、中期将来ビジョン及び第4期中期目標・中期計画の実現に向け、両者を一体的に推進するために70の「ビジョン計画」を策定した。</p> <p>「ビジョン計画」に基づく年度計画の進捗管理を行うため、「国立大学法人琉球大学における年度計画に関する規程」を制定し、それに基づいた6年間の年度計画を目標及び戦略実現のための道筋としており、目標・戦略の実現を踏まえた自主的・自律的・戦略的な経営を行うための体制を構築している。</p> <p>なお、ビジョン計画の各計画の進捗については、琉球大学自己点検・評価会議を中心に毎年度自己点検・評価を行うとともに、その結果を業務実績等報告書として公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・目標 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/ ・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・第4期中期目標期間における中期将来ビジョンの年度計画一覧 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/629c12cf49b4282e6fab59eeb3889823.pdf ・法人情報の公表（業務実績等報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#m
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>目標を達成するための戦略の策定については、原則1-1で記載のとおり、「ビジョン計画」として戦略を策定している。</p> <p>その実行については、教育、研究、地域連携、国際連携などの分野ごとに中心となる組織（グローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構、国際戦略本部など）を設置しており、当該組織が各学部、研究科、センター等と連携して取組を実行・推進している。また、大学評価IRマネジメントセンターでは「中期将来ビジョン進捗管理システム」の運用による効率的な進捗管理への支援を行っており、琉球大学自己点検・評価会議では、これらのデータに基づく目標・戦略の進捗の検証や改善の取組を行っている。</p> <p>自己点検・評価の実施、成果の検証結果を業務実績等報告書として公表することで、教育研究等の更なる推進に努めており、本学では、この検証等に基づき、目標・戦略の具体的な方策である「ビジョン計画」に基づく年度計画の見直しを行い、改定した年度計画の公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・法人情報の公表（業務実績等報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#m

<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>国立大学法人法、学校教育法などの関係法令によるほか、国立大学法人琉球大学組織規則及び同規則に基づき制定する各組織に関する規程等を整備し、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任を明確にすることで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>具体的には、法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営協議会を、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。また、両会議等の審議結果等を踏まえ、重要な事項を決定する役員会を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学組織規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame11000001.htm ・国立大学法人琉球大学経営協議会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame11000019.htm ・国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame11000020.htm ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame11000017.htm
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人琉球大学総合的な人事方針」及び「中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について」を策定し、適切な年齢構成の実現及び多様性の確保に努めている。</p> <p>また、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、若手・女性・外国人などの研究者を積極的に採用及び育成し、多様な発想や視点からの教育・研究活動の活性化を目指すことを本学の基本的な方針として掲げている。</p> <p>中期将来ビジョンでは、多様な人材が活躍できる環境整備やダイバーシティ推進の啓発に努めるビジョン計画を定めており、令和5年度末現在の女性管理職の割合は、28.6%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学総合的な人事方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/2df43835097e8fcdedbba049705f572.pdf ・中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/07/1a44a9f0c94f0ef3ab0f9ac926490f70.pdf ・ダイバーシティ推進のための基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/diversity/
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学では、第4期中期計画に係る6年間の収支計画等を策定しており、当該計画は、支出額及び運営費交付金・学納金・外部資金等を含めた収入額を見込んだ中期的な財務計画として位置付けている。</p> <p>また、上述の計画から更に踏み込んだ、同期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込む等、より詳細な財務計画を令和4年度末に策定し公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学 第4期中期計画 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/c5d7014fe2f6d93e875286f2d92f7436.pdf ・国立大学法人琉球大学 中期財務計画 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/a478c6901553f364c7444cd451dea798-1.pdf

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学では、財務諸表（学部・研究科のセグメント情報を含む）、決算報告書、事業報告書、統合報告書及び業務の実績に関する報告書等により、教育研究に係る資金の使用状況、活動状況等について公表を行っている。</p> <p>年度ごとに作成し、冊子や本学Webサイトにおいて公表している統合報告書では、本学の基本的な財務情報とともに、多様な発想・視点から教育研究活動の取り組み状況や成果などを分かりやすく取り上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等決算関係書類 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・琉大の刊行物（統合報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・業務の実績に関する報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学の草創期からの理念を生かし、社会の負託に応じて地域の高等教育機関としての重要な役割を継続的に果たしていけるよう、計画的、持続的に経営及び教学運営を担う人材の確保及び育成を行うことを目的に「国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針」を策定している。</p> <p>本方針に沿って、多様な経営等人材の確保と育成に努めており、副理事、学長補佐及びセンター長に任命している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・財務諸表等決算関係書類 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・琉大の刊行物（統合報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・業務の実績に関する報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>本学においては、関係規則等に基づき、5名の常勤理事・副学長、1名の非常勤理事、4名の副理事・副学長、6名の学長補佐を置いている。</p> <p>理事・副学長は、「企画・研究」、「教育・学生支援・国際交流」、「地域貢献・施設」、「病院・上原及び普天間キャンパス・キャンパス移転」、「総務・財務」をそれぞれ担当し、非常勤理事は、「特命事項」を担当している。</p> <p>副理事・副学長は、「評価・IR」、「地域連携」、「法務・コンプライアンス」「RX(琉大トランスフォーメーション)」をそれぞれ担当している。</p> <p>学長補佐は、「教育」、「研究」、「産学官連携」、「ダイバーシティ」、「ハラスメント防止」、「広報」をそれぞれ担当している。</p> <p>「国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について」において、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等を明確化しており、公式Webサイトにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000006.htm ・国立大学法人琉球大学副理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000003.htm ・国立大学法人琉球大学学長補佐に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000011.htm ・国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/60266619850fd46f95c8c8716d858a65.pdf https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf

<p>補充原則 2-2-1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由</p>		<p>本法人では運営方針会議を設置していない。</p>
<p>原則 2-3-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、学長及び理事で組織しており、国立大学法人琉球大学役員会規程に定める審議事項について審議を行っている。 また、国立大学法人琉球大学役員会運営細則に基づき、原則として毎週水曜日に開催しているほか、必要に応じて臨時の役員会を開催している。同細則に基づき、役員会の議事録として「役員会報」を作成し、本学公式Webサイトにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000017.htm ・国立大学法人琉球大学役員会運営細則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000018.htm ・役員会報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/executive_party/
<p>原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>「国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成に関する基本方針」を策定し、外部の経験を有する人材を求める観点についても定めている。 基本方針に基づき、令和5年度においては、5名の常勤理事のうち他の教育研究機関での勤務経験を有する理事を3名置き、また、民間企業経営の経験を有する非常勤理事1名（女性）を置いている。これにより、多様な知見を大学経営に導入・活用することが可能となり、経営層の厚みの確保に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・役員及び役員会等の構成 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/588f2f9dd982c1f3e1350b0565f3ac7e.pdf
<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会委員は、国立大学法人琉球大学経営協議会規程の規定に基づき、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するものうちから任命することとしている。また、同規程により、委員の過半数は学外委員でなければならないとしており、学外委員については、「国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、選考を行っている。 また、学外委員からの意見を得ることは、大学経営における貴重な機会であるため、効率的な会議運営においてより多くの意見が得られるように、「国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針」に基づき、経営協議会の運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyousenkou.pdf ・国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyounuei.pdf

<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則第3条の規定により、選考基準を定めている。また、同規定に基づき、学長選考・監察会議において「国立大学法人琉球大学に求められる学長像」を制定し公表している。</p> <p>選考結果、選考過程及び選考理由については、国立大学法人琉球大学学長選考会議から公示の「国立大学法人琉球大学の次期学長予定者について」において、「国立大学法人琉球大学の学長予定者」及び「学長予定者の選考経過」として公表している。加えて、学長の任期と再任についての設定理由も本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm ・国立大学法人琉球大学に求められる学長像 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/08_3_President.pdf ・国立大学法人琉球大学の次期学長予定者 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/4ce9e9801a79a41a804457c937e4c34f.pdf ・学長予定者の選考経過 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/597c9bee943cc217dac296e12c3628b8.pdf
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第20条において、学長の任期を6年としており、学長は再任されることができないとしている。これらの設定理由は公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm ・学長選考について（学長の任期及び再任の可否について） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidentssselection/
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き</p>		<p>学長を解任する手続きについては、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則において関連規定を設けている。</p> <p>第21条において学長選考・監察会議における職務執行状況の報告を求めることができ、第22条において、①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるとき、その他学長たるに適しないと認めるときには、学長の解任の審議を行うことができることとしている。また、第23条において解任の請求、第24条において弁明の機会、第25条において解任の是非の決定、第26条において文部科学大臣への申出に関する事項をそれぞれ規定し、法人の長の解任を申し出るための手続きを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame110000015.htm
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人琉球大学学長選考会議規程第4条第3号の規定により、学長の業務執行状況の確認に関する事項を審議することとしている。また、国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況に関する申合せに基づき、年に1回、学長の任期途中の業務執行状況の確認を行い、確認の結果を公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況の確認結果について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/51d8f939c38a15d6f1d8dc18c9453926.pdf ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/03/5ac02b32fafd4353f495d8ebcb78ca0d.pdf

<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>選任方法は、「国立大学法人琉球大学学長選考・監察会議規程」第2条「組織」で規定されている。</p> <p>第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国立大学法人琉球大学経営協議会規程第2条第1項第4号（学外委員）に規定する委員の中から、経営協議会において選出された者 8人</p> <p>(2) 国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第9号までに規定する評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 8人</p> <p>経営協議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、多様な分野における知見や経験、組織運営の実績、学長選考・監察会議の審議継続性の確保の観点により選出しており、上記規程のとおり8人の経営協議会学外委員を選出している。</p> <p>教育研究評議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、本学教育研究組織の分野のバランスを考慮するとともに、部局の長としての知見や調整能力の観点から各学部長を選出し、また、本法人の評価を担当し本法人の現状や課題等を広く理解する者として企画を担当する理事を選出している。</p> <p>・学長選考・監察会議の委員の選任方法等 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/president_selection_meeting/</p> <p>・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/03/729eed3e7c6c1a2edd9d2d089e1df55.pdf</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学では、現在のところ大学総括理事は置いていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本法人は、国立大学法人琉球大学内部統制規則第3条の規定により、内部統制の推進体制として最高責任者を学長とし、内部統制に係る重要事項は役員会の議を経て学長が決定することとしている。また、内部統制の推進に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者を置き、学長が指名する理事を持って充てている。</p> <p>国立大学法人琉球大学内部統制規則第10条の規定により、内部統制システムの取組について随時見直しを行い、その充実及び強化を図っていくものとしている。</p> <p>・国立大学法人琉球大学内部統制規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/frame/frame11000071.htm</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学では、多様な関係者からの理解を得るため、公式Webサイトにおいて、国立大学法人法、独立行政法人情報公開法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則、公文書等の管理に関する法律等に基づく情報公開を適切に行っている。また、公式Webサイトの「大学情報」では琉大のデータをはじめとする様々な情報を、「入試情報」では入学試験に関する情報を、「学生生活」では授業・カリキュラム、サークル活動に関する情報を、また、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」ではそれぞれ関連する情報を提供している。さらに、「お知らせ」においては、直近の教育・研究・社会貢献活動などに関するホットな情報の公表も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ ・ お知らせ https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/ ・ 大学情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/ ・ 入試情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ ・ 学生生活 https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/ ・ 研究 https://www.u-ryukyu.ac.jp/research/ ・ 社会・地域連携 https://www.u-ryukyu.ac.jp/social/ ・ 国際交流・留学 https://www.u-ryukyu.ac.jp/international/
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学公式Webサイトにおいて、「大学情報」、「学部・大学院等」、「入試情報」、「学生生活」、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」の7つのコンテンツをファーストビューに掲載し、それぞれに整理した情報の発信を行っている。</p> <p>また、「入学希望者へ」、「在学生・保護者へ」、「卒業生へ」、「企業・研究者へ」、「社会人・地域へ」のコンテンツを設け、それぞれのステークホルダー向けの情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ <p>さらに、本学公式Webサイトのほか、SNSや冊子による情報発信、入試広報としてオンラインオープンキャンパスサイトの開設も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公式SNS X (旧Twitter) > https://twitter.com/univ_ryukyu Facebook > https://www.facebook.com/univ.ryukyu/ ・ オンラインオープンキャンパス「RYUDAI@home」 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ryudaiaithome/ ・ 琉大の刊行物 (大学概要、ニューズレター、環境報告書、統合報告書) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学では、基本的な目標として、「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」の育成を掲げている。学士課程教育及び大学院課程教育における人材育成の目的を達成するため、各学士教育プログラム及び各大学院教育プログラムで学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め学生が大学で身に付けることができる能力と根拠を公表している。</p> <p>また、学生が本学で身に付けた能力に対する学生調査の結果や卒業生の進路状況についても、本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程のディプロマ・ポリシー（DP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/diploma/ ・ 学士課程のカリキュラム・ポリシー（CP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/curriculum/ ・ 大学院課程のディプロマ・ポリシー（DP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_diplomapolicy/ ・ 大学院課程のカリキュラム・ポリシー（CP） Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_curriculumpolicy/ ・ 学生調査の結果 http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/educational_material ・ 卒業生の進路状況 https://career.lab.u-ryukyu.ac.jp/about/career.php
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 <ul style="list-style-type: none"> (組織) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/organization/ (業務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (財務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ (2) 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> (評価) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (監査) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ■ 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/byointyo/ ■ 医療法施行規則第15条の4第2項に規定する情報等 http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/information/publicinformation.html